

G 2 0 効果的な公益通報者保護のためのハイレベル原則 (概要)

【前文】

効果的な公益通報者の保護，及び保護対象となる通報の取り扱いは，清廉性を促進し，腐敗を防止する上で中心的な役割を果たす。

効果的な公益通報者保護の必要性は，既に国際的及び地域的な文書において認識されている。しかし，これら基準の実施状況は，国によって大きく異なる。公益通報者保護のための法律を有している国がある一方，多くの国では，制度が不十分であるか，存在していない。

G 2 0 各国による支持を受け，日本議長下において策定された本ハイレベル原則は，国連を含む国際的及び地域的枠組における既存の基準及びグッド・プラクティスに立脚している。本ハイレベル原則は，効果的な公益通報者保護を確保するために協働する重要性を再確認する。また，本ハイレベル原則は，G 2 0 各国において，公益通報者保護のための効果的な制度を整備し，実施するための基盤をなすものであり，G 2 0 各国が講じるべき法制的，政策的手段を網羅的にリスト化することを意図したものではない。

【原則】

- 原則 1 : 公益通報者保護のための明確な方及び政策を整備し，実施する。
- 原則 2 : 保護対象となる通報の範囲を，広範かつ明確に定義する。
- 原則 3 : 可能な限り広範な通報者に保護を提供する。
- 原則 4 : 公益通報者に通報経路を周知し，十分な支援を提供する。
- 原則 5 : 公益通報者に関する秘密保持を確実なものとする。
- 原則 6 : 公益通報者に対する報復行為を包括的に定義する。
- 原則 7 : 公益通報者に強固かつ包括的な保護が提供することを確保する。
- 原則 8 : 報復行為を行った者に対し，効果的で，相応，かつ抑止力のある制裁を科す。
- 原則 9 : 公益通報者が，通報行為に関連して責任を問われることがないよう確保する。
- 原則 1 0 : 公益通報者保護制度に関する研修，能力構築，及び啓蒙活動を実施する。
- 原則 1 1 : 保護枠組の効果と実施状況を，監視し，評価する。
- 原則 1 2 : 公益通報者保護を主導し，範を示す。